

第3章 成果目標

市町村等が「障害福祉計画」および「障害児福祉計画」を定めるにあたり、厚生労働省およびこども家庭庁から告示される基本的な方針(以下、基本指針)が、令和6年度から8年度までの計画策定に向けて改正されました。

この基本指針の中で、市町村の計画で「設定されることが適当」とされている成果目標を、本市の成果目標等のベースとしたうえで、これまでの取り組みや地域の課題等を総合的に考慮し、本市の目標を定めます。

本計画では、各目標に対する本市の課題や取り組みを分かりやすい形で整理して示すため、各項目を「現状・課題」、「成果目標等の設定の考え方」、「目標達成に向けた取り組み」の構成とし、それぞれ本市の考えを記載しています。

(5)障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針	成果目標
児童発達支援センターの設置	横須賀市療育相談センターの設置を継続
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保	5カ所以上を確保
医療的ケア児等(以下、医ケア児)の支援のための関係機関の協議の場の設定	医療的ケア児等支援協議会の開催を継続
医ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	配置を継続

■活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)	延76人	延76人	延76人
サポートブックの作成人数	333人	373人	413人
サポートブックの作成のための説明会や勉強会の開催回数	年3回	年3回	年3回
市内の医ケア児を受け入れている児童発達支援事業所数	3カ所	4カ所	5カ所
市内の医ケア児を受け入れている放課後等デイサービス事業所数	7カ所	8カ所	9カ所
市内の医ケアのある人を受け入れている生活介護事業所数	5カ所	6カ所	7カ所
医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	2人	3人	3人
福祉型障害児入所施設の建設(建て替えを含む)	0カ所	0カ所	1カ所※

※ 建設の着工を含む。

■現状・課題

- 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)については、横須賀市療育相談センターの巡回相談や保育所等訪問事業所等による訪問支援等により浸透してきていますが、さらなる推進が求められています。
- 発達障害等に関するピアサポートの活動について、障害のある児童の保護者等が障害福祉相談員に対して、直接連絡をすることが難しいといった理由により、障害福祉相談員に対する相談があまり寄せられていない状況です。
- 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れることのできる事業者は、市内に

一定数存在するものの、十分な支援体制が確保されているとは言えない状況です。

- 在宅の医療的ケア児のレスパイトケアが不足しています。
- 医療的ケア児が、市内の保育園等に通うことが難しい状況です。
- 医療的ケア児の登下校時における送迎バスやタクシーの活用が試行されているものの、利用できる児童は限られているため、保護者が送迎可能な場合、保護者に協力してもらっているなど、医療的ケア児の登下校時の送迎は大きな課題となっています。
- 医療的ケア児の支援を行うことのできる看護師を確保することが難しい状況です。
- 現在、市内の福祉型障害児入所施設は、入所定員枠が十分ではないため、本市が援護の実施者となる児童は、県外の施設に多く入所している現状があるほか、児童養護施設等で入所を待機している児童もおり、市内への新たな入所定員枠の確保が求められています。
- 市内に設置されている福祉型障害児入所施設は、建設から相当の年数が経ち、老朽化が進んでいます。

成果目標・活動指標の設定の考え方

国の基本指針に定める目標に対し、すでに達成しているものについては、本計画期間でも継続して行うことを目標とします。

障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)については、既存の協議会や研修等を活用しながら、関係者が連携して推進していく体制の構築を図ります。

主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所については、令和5年11月現在で市内に3カ所存在しますが、さらなる拡大を目指し、令和8年度末までに少なくとも5カ所を確保することを目標とします。

活動指標のうち、ペアレントトレーニング等の支援プログラム等に関する数値については、現在療育相談センターで行っているプログラムの令和4年度の実績に基づき、これを継続して実施するものとして設定しました。

サポートブックの作成人数については、平成29年度に制度を開始して、令和5年9月で6年半が経過し、273人分作成されていることから、作成人数を年数で割り返し、毎年の新規作成人数を40人程度と見込み、設定しました。

サポートブックの作成のための説明会等の開催回数については、現在の説明会の開催回数を維持するものとして設定しました。

医療的ケア児等を受け入れている障害児通所支援および生活介護事業所の数値については、令和5年8月現在の事業所数を基に、令和7年度・8年度に、年1カ所ずつ増やしていくことを目指します。

医療的ケア児等コーディネーターの配置人数については、現在の人数を基に、令和7年度に1名増員することを目指します。

目標達成に向けた取り組み

- 発達支援コーディネーターの養成を継続します。
- 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等における障害理解の促進を図るとともに、これらの場における課題の解決に向けて、教育委員会等の関係機関と連携して取り組んでいきます。
- 発達障害等に関するピアカウンセリングとしての相談のしづらさを緩和するため、市や基幹相談支援センター等が主催して、障害福祉相談員による相談会を開催します。
- 市や基幹相談支援センター等が、発達障害等に関するピアカウンセラー養成研修等を実施し、研修修了者をピアカウンセラーとして認定する仕組みを検討します。
- サポートブックの活用やトライアングルプロジェクトの推進による家庭と教育と福祉との連携の強化を図ります。
- サポートブックの電子化(デジタル化)を研究します。
- 「療育すこやかガイドブック」にサポートブックやトライアングルプロジェクトの内容を記載し、広く周知を図っていきます。
- 医療的ケア児の支援にあたっては、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の理念に沿って対応します。
- 重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズについて、医療機関等の関係機関と情報連携をしながら把握します。
- 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援を行う支援者の養成や看護師等の確保のための取り組みを検討します。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等に対して、喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討します。
- 医療的ケア児等に関する課題について、引き続き、「医療的ケア児等支援協議会」の場にて協議するとともに、保健・医療、福祉、教育・保育、行政等の関係機関が、課題解決のために協働して取り組んでいきます。
- 重症心身障害児や医療的ケア児に対する移動支援施策の充実を検討します。
- 医療的ケア児に対する在宅レスパイトケア事業等の実施を検討します。
- 国の補助制度を活用するなどし、医療的ケア児を受け入れることができる短期入所事業所の新たな設置への支援を検討します。
- 福祉型障害児入所施設の建設(建て替えも含む)を支援し、市内に障害児のさらなる入所定員枠を確保できるよう努めます。

第4章 障害福祉サービス等の見込量等

基本指針に定められている活動指標を踏まえ、本市における各障害福祉サービス、障害児通所支援等、地域生活支援事業の令和6年度から8年度までの各年度の利用者数や利用時間数等の見込量を定めます。

なお、原則として、実績に一定の増減が見られるものについては、平成30年度～令和4年度の増減の平均値から見込量を算出しています。

また、実績等の増減の変動が少なく、今後も変動が少ないと想定されるものについては、令和4年度の実績または令和5年度の実績見込のいずれかを適用しています。

各表中で単位を「人」としているものは、請求情報から数字を算出しているため、1人が複数の事業所を利用している場合は、それぞれでカウントしています(実人数ではありません)。

第3章にならい、本章の各項目も、「現状・課題」、「見込量の設定の考え方」、「見込量達成に向けた取り組み」の構成とし、それぞれ本市の考えを記載しています。

本章の最後に、計画を推進するにあたって、留意すべき視点を記載します。

(5)障害児通所支援等の見込量

サービス名	サービスの概要
児童発達支援	未就学の障害児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供するサービス
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能に障害がある児童に対する児童発達支援および治療を行うサービス
放課後等デイサービス	就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、自立を促進するとともに、居場所づくりを行うサービス
保育所等訪問支援	障害児が通う保育所等を訪問し、障害児の身体および精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、障害児以外の児童との集団生活に適應することができるよう、専門的な支援を行うサービス
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等があり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービス
福祉型障害児入所支援	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導および自活に必要な知識や技能の付与を行うサービス
医療型障害児入所支援	医療的なケアを必要とする障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、自活に必要な知識や技能の付与および治療を行うサービス

サービスの推移と見込

サービス名	単位	第6期／第2期実績			第7期／第3期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	人	280	308	-	359	388	419
	人日	1,741	1,970	-	2,315	2,509	2,720
医療型児童発達支援	人	10	13	-	11	11	11
	人日	77	71	-	68	68	68
放課後等デイサービス	人	912	1,078	-	1,251	1,347	1,451
	人日	9,075	10,271	-	11,964	12,913	13,937
うち重症心身障害児または医療的ケアの必要な児童 ※1	人	49	53	-	68	73	78
	人日	366	489	-	562	604	645
保育所等訪問支援	人	1	10	-	10	10	10
	人日	1	30	-	30	30	30
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	-	1	1	1
	人日	0	0	-	4	4	4
福祉型障害児入所支援	人	28	25	-	27	27	27
医療型障害児入所支援	人	10	8	-	9	9	9

(単位は1カ月あたり。ただし居宅訪問型児童発達支援は1年あたり)

※「医療的ケアの必要な児童」とは、本人からの申請により、医療的ケア児として障害児通所支援の支給決定を受けている人をいいます。

現状・課題

- 放課後等デイサービスの事業所が多く新設されていますが、一定水準以上のサービスを確保することが重要です。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を利用する際の児童の送迎の確保が課題となっています。
- 送迎加算を算定しない児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所への児童の送迎手段として、移動支援を利用することが難しい状況です。
- 重症心身障害児や医療的ケア児を受け入れることができる児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の数が少ない状況です。
- 放課後等デイサービス事業所等で、行動障害のある児童など、手厚い支援を必要とする児童を受け入れることが難しい状況です。
- 不登校児について、放課後等デイサービス事業所が居場所の一つとなり得て

いる現状がある一方で、学校にも放課後等デイサービスにも通うことができず、限られた貴重な学齢期に家に引きこもってしまう状況が起きています。

- 福祉型障害児入所施設について、市内および市外の本市の入所定員枠に限りがあるため、児童養護施設で軽度の知的障害児を受け入れている現状が見受けられます。

見込量の設定の考え方

- 児童発達支援については、利用が増加傾向であり、今後もその傾向が続くと見込まれるため、過去5年間の平均伸び率により積算しました。
- 医療型児童発達支援については、年度によって利用に増減はありつつも、市内では事業所が1カ所のみで、今後事業所が増える見込みもないと考えられるため、過去5年間の平均利用実績を基に見込量を設定しました。
- 放課後等デイサービスについては、利用が増加傾向であり、今後もその傾向が続くと見込まれるため、過去5年間の平均伸び率により積算しました。うち重症心身障害児または医療的ケアの必要な児童の見込み数については、令和5年度の実績見込みを基に、毎年度5名定員の事業所が1カ所増えるものとして見込みました。
- 保育所等訪問支援は、令和4年度に事業所が1カ所から2カ所に増えたため、令和4年度と同程度の実績が今後も続くと考え、見込量を設定しました。
- 居宅訪問型児童発達支援は、令和6年度から療育相談センターにおいて事業開始を予定しています。これまで療育相談センターで相談のあった実績から、年間で1人が3カ月に1回程度利用すると見込み、見込量を設定しました。
- 福祉型および医療型障害児入所支援は、年度によって利用に増減はありつつも、入所できる施設は限られており、大きな変動はないものと考えられるため、過去5年間の平均利用実績を基に見込量を設定しました。

見込量達成に向けた取り組み

- 障害とくらしの支援協議会のこども支援部会や障害児通所連絡会の活動などを通じて、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所同士の支援内容の情報共有など、連携の強化や支援の質の向上のための取り組みを行います。
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所に対して、児童を送迎できる運営体制としてもらうよう、市として引き続き働きかけていきます。また、現状は事業所による送迎を実施している児童に対して、将来的に自力通所が可能となる支援を事業所が実施した場合に、事業所に対して何らかの支援を行うことができないか、市として検討していきます。

- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等に対して、喀痰吸引研修の受講を促進するための助成制度を検討します。(再掲)
- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等に対して、強度行動障害支援者養成研修の受講を促進するための助成制度を検討します。
- 発達障害等により福祉的支援が必要な不登校児について、放課後等デイサービスが受け入れ先として選択肢の一つとなることを広く周知し、関係者・関係機関で認識を共有します。